

社会福祉施設（障害福祉施設）に対する指導監査方針

令和 7 年 4 月 1 日施行

社会福祉施設（障害福祉施設）に対する指導監査については、高知県社会福祉法人等指導監査実施要綱第 20 条により準用する第 7 条第 1 項の規定により、令和 6 年 8 月 30 日付け障発 0830 第 3 号・こ支障第 206 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・こども家庭庁支援局長連名通知による一部改正後の「障害者支援施設等指導監査指針」及び過去の指導監査結果を踏まえ、（別紙）に掲げる主眼事項及び着眼点について実施する。